

○(新)長期優良住宅建築等計画等認定等手数料【令和4年2月20日改正後の手数料表が適用される場合※】

認定等手数料に係る手数料の金額は次による。

なお建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査をあわせて申し出る場合(第6条第2項関係)は、建築基準法に基づく建築確認申請手数料を加算してください。

(1) 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料(第5条関係)

認定申請を行う住宅を含む住棟の床面積の合計により算定します。

住棟の床面積の合計(㎡)	認定申請手数料(円)			
	確認書等を添付しない場合		確認書等を添付した場合	
	新築	増改築 維持保全	新築	増改築 維持保全
200㎡以内	55,000	72,000	16,000	21,000
200㎡超～500㎡以内	126,000	168,000	28,000	37,000
500㎡超～1,000㎡以内	203,000	269,000	47,000	61,000
1,000㎡超～3,000㎡以内	411,000	542,000	90,000	114,000
3,000㎡超～5,000㎡以内	720,000	955,000	133,000	171,000
5,000㎡超～10,000㎡以内	1,224,000	1,628,000	193,000	251,000
10,000㎡超～20,000㎡以内	2,260,000	3,008,000	326,000	425,000
20,000㎡超～30,000㎡以内	3,216,000	4,284,000	405,000	530,000
30,000㎡超	3,961,000	5,270,000	485,000	627,000

(2) 長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料(第8条・第9条関係)

変更認定申請を行う住宅を含む住棟の変更に係る床面積の合計により算定します。(第8条)

変更認定申請を行う住宅の延べ面積により算定します。(第9条)

第6条第1項に係る事項に変更がある場合は、基本額に加え各加算額が必要です。ただし、変更事項に係る確認書等を添付した場合はその事項に係る加算額の加算は必要ありません。

住棟の床面積の合計(㎡)	変更認定申請手数料(円)					
	基本額		加算額			
	新築	増改築 維持保全	法6条1項1号審査		法6条1項2・5・6・7号審査	
新築			増改築 維持保全	新築	増改築 維持保全	
200㎡以内	9,100	11,000	38,000	51,000	7,000	9,300
200㎡超～500㎡以内	17,000	21,000	98,000	131,000	12,000	16,000
500㎡超～1,000㎡以内	30,000	38,000	156,000	208,000	17,000	23,000
1,000㎡超～3,000㎡以内	55,000	67,000	320,000	428,000	35,000	47,000
3,000㎡超～5,000㎡以内	86,000	109,000	587,000	784,000	47,000	62,000
5,000㎡超～10,000㎡以内	135,000	173,000	1,031,000	1,377,000	58,000	78,000
10,000㎡超～20,000㎡以内	221,000	285,000	1,934,000	2,583,000	105,000	140,000
20,000㎡超～30,000㎡以内	265,000	343,000	2,811,000	3,754,000	140,000	187,000
30,000㎡超	310,000	393,000	3,477,000	4,644,000	175,000	234,000

(2) 認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料(第 10 条関係)

認定計画一件につき

地位承継承認手数料 (円)
16,000

(3) 長期優良住宅型総合設計の容積率の特例許可手数料(第 18 条関係)

許可申請一件につき

容積率の特例許可申請手数料 (円)
160,000

- (旧)長期優良住宅建築等計画認定等手数料【令和 4 年 2 月 20 日改正前の手数料表が適用される場合※】
認定等手数料に係る手数料の金額は次による。

(1) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(第 8 条・第 9 条関係)

変更認定申請を行う住宅を含む住棟の変更に係る床面積の合計により算定します。(第 8 条)

変更認定申請を行う住宅の延べ面積により算定します。(第 9 条)

第 6 条第 1 項に係る事項に変更がある場合は、基本額に加え各加算額が必要です。ただし、変更事項に係る確認書等(適合証)を添付した場合はその事項に係る加算額の加算は必要ありません。

住棟の床面積の合計(m ²)	変更認定申請手数料(円)					
	基本額		加算額			
			法 6 条 1 項 1 号審査		旧法 6 条 1 項 2・4・5 号審査 (R4.2.20 以前) 新法 6 条 1 項 2・5・6 号審査	
	新築	増改築	新築	増改築	新築	増改築
200 m ² 以内	9,100	11,000	38,000	51,000	7,000	9,300
200 m ² 超～500 m ² 以内	17,000	21,000	98,000	131,000	12,000	16,000
500 m ² 超～1,000 m ² 以内	30,000	38,000	156,000	208,000	17,000	23,000
1,000 m ² 超～3,000 m ² 以内	55,000	67,000	320,000	428,000	35,000	47,000
3,000 m ² 超～5,000 m ² 以内	86,000	109,000	587,000	784,000	47,000	62,000
5,000 m ² 超～10,000 m ² 以内	135,000	173,000	1,031,000	1,377,000	58,000	78,000
10,000 m ² 超～20,000 m ² 以内	221,000	285,000	1,934,000	2,583,000	105,000	140,000
20,000 m ² 超～30,000 m ² 以内	265,000	343,000	2,811,000	3,754,000	140,000	187,000
30,000 m ² 超	310,000	393,000	3,477,000	4,644,000	175,000	234,000

※令和 4 年 2 月 20 日改正前の旧手数料表の適用関係

旧手数料表が適用されるもの

- ・法第 8 条、第 9 条又は第 10 条の規定による認定及び承認申請：当初認定の申請受付日が令和 4 年 2 月 20 日法改正前であるもの